

宇部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康で快適な生活環境を確保し、かつ、公共用水域の水質保全を図るため、市長が別に定める浄化槽設置推進区域（以下「推進区域」という。）において浄化槽を設置する者に対し、宇部市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定され、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水の日間平均値がBOD20mg/L以下の機能を有する施設をいう。

(2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、推進区域内において、次の各号のいずれかの工事を行う場合とする。

(1) 自己の居住の用に供する既存の専用住宅に、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置する工事、単独処理浄化槽からの転換に伴う配管工事及び単独浄化槽の撤去の工事。

(2) 令和2年度の下水道事業の見直しにより、下水道法第4条の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）から除外された区域については、自己の居住の用に供する既存の専用住宅に、令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事。

2 前項の浄化槽は、浄化槽設置整備事業に関する国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省室長通知）に適合するもので、処理対象人員10人以下のものに限る。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象施設を設置する者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による届出を行わない者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 市税を滞納している者

(3) 専用住宅を賃借している者で、賃貸人の承諾が得られない者

(4) 宇部市浄化槽の設置等に関する指導要綱を遵守する見込みが得られないもの

(5) 販売の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者

(6) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月20日までに完了することがで

きない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する費用に相当する額とし、別表1～3の人槽区分の欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の限度額欄に定める額を限度とする。ただし、別表1の人槽区分の欄に掲げる費用に対し1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 単独処理浄化槽からの転換に限り、別表4の工事区分の欄に掲げる単独処理浄化槽の撤去工事に要する費用及び宅内配管工事(浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、枳の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事。)の費用に対し補助金を加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助対象施設を設置する前に、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 専用住宅を賃借している者は、賃貸人の承諾書
- (4) 市税を滞納していないことを証する証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更承認申請等)

第8条 補助対象者は、第6条の申請書の内容を変更するとき又は補助対象施設の設置(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後1月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置に係る工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前、工事の各工程及び完了後の一連の写真等(単独処理浄化槽の撤去工事、宅内配管工事及び合併浄化槽の設置替え工事の助成を受ける者は、その工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前、工事の

各工程及び完了後の一連の写真等も提出)

- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し又は浄化槽法定検査代金領収証の写し
- (4) 住民票(補助対象者を含む居住全員分)
- (5) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が交付する保証登録証(市町村用)
- (6) 単独処理浄化槽の撤去工事の助成を受ける者は、当該単独処理浄化槽の清掃費の請求書又は領収書の写し

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書が提出された場合においてその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に関し付した条件に違反したとき。

(現地調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施の状況について、補助対象者に報告を求め、又は関係職員に現地調査をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項、第5条第1項）

汲み取り便槽または単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置する場合

人槽区分	限度額
5 人槽	332,000円
6～7 人槽	414,000円
8～10 人槽	548,000円

別表2（第3条第1項、第5条第1項）

別表1に該当し、令和2年度の下水道事業の見直しにより下水道事業計画及び下水道全体計画から除外された区域（以下、「縮小区域」という。）に該当する場合、別表1とは別に下記限度額を上限に上乗せ補助する。

人槽区分	下水道事業計画縮小区域 限度額	下水道全体計画縮小区域 限度額
5 人槽	298,800円	166,000円
6～7人槽	372,600円	207,000円
8～10人槽	493,200円	274,000円

別表3（第3条第2項、第5条第1項）

令和2年度の下水道事業計画縮小区域で、令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を設置替えする工事

人槽区分	下水道事業計画縮小区域 限度額
5 人槽	630,800円
6～7人槽	786,600円
8～10人槽	1,041,200円

別表4（第3条第1項、第5条第2項）

工事区分	限度額
宅内配管工事費用	300,000円
単独処理浄化槽撤去工事費用	90,000円